

議案第48号 説明資料

幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年12月18日 条例第37号) 第1条 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 第3条 略 (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。 2 略 3 町長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを	○幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年12月18日 条例第37号) 第1条 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> (6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> 第3条 略 (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 略 3 町長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。た

現 行 条 例	改 正 条 例
利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略 第5条 略	だし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略 第5条 略